

## 香芝市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市犯罪被害者等支援条例（令和2年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(遺族見舞金の支給対象者等)

第3条 条例第7条第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為等により死亡した者（当該犯罪行為等を受けた時に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。以下「死亡被害者」という。）の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者と生計を一にしていた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、当該同順位の遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象者)

第4条 条例第7条第2号の傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為等により重傷病（負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であつて、その治療に要する期間が1月以上であると医師又は歯科医師により診断されたものをいう。以下同じ。）を負った者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪行為等を受けた時から引き続き、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認める者

(遺族見舞金の額の調整)

第5条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給

に係る犯罪行為等による被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、条例第7条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第6条 遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- (2) 遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類の写し
- (3) 遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する事項が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が死亡被害者の死亡時において死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族(第3条第2項の規定による第1順位の遺族(当該遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者)をいう。以下同じ。)であることを証明する書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第3条第1項第2号に該当する者であるときは、死亡被害者の死亡時において死亡被害者と生計を一にしていた事実を認めることができる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第7条 傷害見舞金の支給を受けようとする者(以下「傷害見舞金申請者」という。)は、傷害見舞金支給申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪行為等により重傷病を受けた年月日並びに当該重傷病の治療に要する期間及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (2) 傷害見舞金申請者本人であることを確認することができる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(見舞金の支給申請の期限)

第8条 遺族見舞金及び傷害見舞金(以下「見舞金」と総称する。)の支給申請は、犯罪行為等による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為等による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定等)

第9条 市長は、第6条又は第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の適否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、犯罪被害者等見舞金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(一時預かり保育等に要する費用の助成)

第11条 条例第8条に規定する日常生活を営むために必要な支援として、犯罪行為等の被害により扶養する就学前の子を家庭で保育することが困難となった犯罪被害者等が、一時預かり保育等を利用する場合に、その費用を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、1日当たり3,000円を限度とする。

3 第1項の規定による助成を受けることができる日数は、合計で5日を上限とし、その期間は、犯罪行為等による被害が発生した日から3年以内とする。

(一時預かり保育等に要する費用の助成の対象)

第12条 前条の規定による助成は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 犯罪被害に関し、当該犯罪被害者等が刑事に関する手続に参加する場合

(2) 犯罪被害に関し、当該犯罪被害者等が弁護士等との打合せを行う場合

(3) 犯罪被害に関し、当該犯罪被害者等が病院等に通院する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

(一時預かり保育等に要する費用の助成の対象者)

第13条 前条の規定による助成の対象者は、犯罪被害者等の就学前の子を監護し、一時預かり保育等に要する費用を負担した者（当該費用に関し他の助成を受けていない者に限る。）で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該犯罪行為等を受けた当時、当該死亡被害者と同居又は生計を一にしていたもの

(2) 犯罪行為等により重傷病を負った被害者

(3) 犯罪行為等により重傷病を負った被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該犯罪行為等を受けた当時、当該被害者と生計を一にしていたもの

(一時預かり保育等に要する費用の助成の申請)

第14条 一時預かり保育等に要する費用の助成を受けようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、犯罪被害者等一時預かり保育等費用助成申請書（第5号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例及びこの規則に定める他の申請のために既に提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、これらを省略することができる。

(1) 前条第1号に規定するものが申請する場合 次に掲げる書類

イ 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

ロ 助成金申請者と死亡被害者との続柄に関する事項が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

ハ 助成金申請者が死亡被害者の死亡時において死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

ニ 支払費用を証明する書類

ホ イからニまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 前条第2号及び第3号に規定するものが申請する場合 次に掲げる書類

イ 犯罪行為等により重傷病を受けた年月日並びに当該重傷病の治療に要する期間及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ 助成金申請者本人であることを確認することができる書類の写し

ハ 支払費用を証明する書類

ニ イからハまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一時預かり保育等に要する費用の助成の決定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、犯罪被害者等一時預かり保育等費用助成金支給（不支給）決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第16条 前条の規定により助成金の支給の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、犯罪被害者等一時預かり保育等費用助成金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(犯罪被害者等の支援を行わない場合)

第17条 市長は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(1) 犯罪行為等が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合

イ 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ロ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ハ 3親等内の親族

(2) 犯罪行為等による被害について、犯罪被害者又はその第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

イ 当該犯罪行為等を教唆し、又は<sup>ほう</sup>幫助する行為

ロ 暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為等を誘発する行為

ハ 当該犯罪行為等に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又はその第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

イ 当該犯罪行為等を容認していたこと。

ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ハ 当該犯罪行為等に対する報復等として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、支援を行うことが社会通念上適切でないと市長が認める場合

（見舞金等の返還）

第18条 市長は、見舞金及び助成金（以下「見舞金等」という。）の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金等の支給を受けたとき、又は見舞金等の支給後において、前条各号のいずれかに該当することが判明したときは、見舞金等の支給決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分の見舞金等を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により見舞金等の返還をさせる場合において、申請者に対し、犯罪被害者等見舞金等返還命令書（第8号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告等）

第19条 市長は、見舞金等の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金等の受給者に対し、報告を求め、又は関係機関等に照会若しくは調査を行うことができる。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為等による被害について適用する。

